

# やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信

No. 87 (2010. 10. 13)

事務局 TEL/FAX 0584-78-4119

大垣市田町1-20-1 近藤方

## 『有識者会議／中間とりまとめ』基準によるダム見直し … それでは「ダム等審議委員会(1995～)」より後退だ

9月27日夕方、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議有識者会議」は個別ダム検証の基準だとして「中間とりまとめ」を国交大臣に渡しました。翌28日には、国土交通省河川局長名で「ダム事業の検証に係る検討について」を発出しています。

再検証する「主体」は、事業者である地方整備局や水資源機構や都道府県とされました。「関係住民の意見を聴く」となっていますが、この「中間とりまとめ(案)」についての「ご意見募集」の扱われ方からして、「聴きおきだけ」になる可能性は大きい。事業者は「必要な事業だ」として、これまでダム・ダム関連事業を進めてきました。「やはり必要だ」と結論づけるほうが「自然ななりゆき」というものでしょう。

「前原(前)国交大臣は、ダムを止めると言っていたのでは? 何だか騙されたような気分」。

そして、10月1日に、関東地整は「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討会」というものを設置しました。皮肉を込めて「実に動きが速い」。

概算要求であげた来年度のダム等への予算1399億円。この配分について、河川局は「流動的」と言っていました。配分を確定させないと、予算編成ができません。

国交省河川局は「メリハリをつける」つもりです。中止するダムも出るでしょう。何年も前に中部地整が「中止方針」を出した戸草ダムも「検証対象事業」です—こんなのは遅かれ早かれ正式中止になるに決まっている… 大袈裟に「検討」するまでもない。

「メリハリをつける」ということは、今までより大きな予算をつけて進めてしまうダム事業も出る、ということです。本体工事だけを残して休眠中だったダム事業の中で「さあ、いよいよ本体工事着工だ」となっていくのも、結構な数が出てくるでしょう。

市民による「豊かな海づくり大会」実行委員会 COP10の取り組み

### 「長良川河口堰で失われた生態を見る会」

10月19日(火) 午前9時 金山駅北口出発

バス代・船代・豪華ハマグリ料理つき ￥3000

要・申し込み(定員になり次第締切) 090-1284-1298 武藤仁



パネル出展 (10月11日～29日 CBD市民ネットブース内)

エキスポゾーン(白鳥)、フェスティバルゾーン(熱田)

ポスターセッション出展 (10月18日～29日) フォーラムゾーン

今回の「ダム事業の検証に係る検討について」の再評価手法は、1995年に各地で設置された「ダム等審議委員会」を想起させます。

何度も言っていますが、私たちは反対運動の「ハ」の字もなかった徳山ダムについて、「徳山ダム建設事業審議委員会」(＝徳山ダム審)が設置される、ということを知り、会発足の準備を始め、徳山ダム審の第1回会合(1995.12.20)の開催の後、「もう待てない」と急遽立ち上げたものです。...「揖斐川流域住民は、一人残らず、徳山ダム建設の推進だ」という話にされてはたまらない、一言くらいはモノ申したい...

こうした来歴をもつ当会としては、「見直し」とか「検証」とかの言葉を聞く度に、「せめて徳山ダム審よりはマシなものになって欲しい」と願っています。しかし、今般の「密室・有識者会議」を前提にした「ダム事業の検証に係る検討」は、明白にダム等審議委員会より後退しています。15年経って「結局はズルズルと後退」では、情けなさすぎます。

そもそも木曾川水系連絡導水路事業は、洪水対策とは何の関係もありません。「今後の治水対策(＝洪水対策)のあり方に関する有識者会議」の対象事業としているのが間違いです。くだんの「有識者会議」には、生態系や水資源政策の専門家は入っていません。

「People's Power(民衆の力)で、『中止』の結論を出す」... そうでないと、ダム・ダム関連事業の一つ二つを止めても、河川行政はいつまでも同じ地平にとどまって、前進はしません。河川政策(治水・利水・環境)の根本的な転換ができません。

「徳山ダム導水路(木曾川水系連絡導水路)事業は、私たちの手で止める」という決意を新たにしています。

## ”内ヶ谷ダムが最優先”！？！

この「検証せよ」通知を受けた岐阜県知事は、10月6日の県議会で、「内ヶ谷ダムを最優先に検証したい」と発言しました。内ヶ谷ダムは長良川上流亀尾島(きびしま)川の最上流に計画されている治水専用ダムです。工用道路はすでに完成し、本体工事着工を前にして休眠していました。洪水防御の役には立たない、「ダム下流沿岸の水害を防除する」(＝内ヶ谷ダムの「目的」)なら、もっと安価で早くて確実な施策はいくらでも考えられます。しかし、金欠病の岐阜県は、ダム用の道路だけ造って、あとは特に何もせずに、ただ放っていました。

今般、「検証せよ」と言われて、「では『進める』と結論づければ、本体工事の補助金はつけてくれるのね」と国交省に確認したそうですから、現段階では「検証」の結果は見えてしまいます。(くだんの河川局長通知は「ダムを中止するなら代替案を」としていますが、岐阜県みたいな貧乏県は「代替案」を作る人もカネもない。選択肢は限られています)。

前原(前)国交大臣は、主観的には「ダムに依存しない」方向にしたかったのでしょうか。しかし、各地の現実を似ると、彼が言い出した「今後の治水対策のあり方」「再検証」は、結局は「ダム建設促進」の役割を果たしているケースも多い。昨年夏に、人々は「政権交代」を望んだ...あまりにも自民党中心政権が長すぎて、どうにもこうにもならなくなったから。しかし、政権をとった民主党の「政治主導」はあまりにも稚拙です。これを「どうにかする」のは、やはり一人ひとりの「民の力」しかありません。

長良川水系にまたまたトンデモ課題が立ち現れてきました。これをむしろチャンスと捉え、上流から下流までの流域住民が連携して「長良川を住民の手に取り戻」していきましょう。

## 恒例：徳山村キャンプ

8月21日(土)～22日(日)に行いました。とても良いお天気に恵まれました。

冠山はバッチリと背景になりました...が、この写真ではよく見えないですね。

夜の星や遠い灯りも興味深かったです。「徳山村の深夜の体験」は、キャンプならでは、です。



## 9月17日、市民による豊かな海づくり大会実行委員会 長良川河口堰のゲート開放に向けた 公開質問・意見書提出



今回は、形式上のトップであである国交大臣宛ではなく、実質的権限のある中部地方整備局長宛に提出しました。

「 . 利水について」「 . 環境、生態系、産業への影響について 1. 長良川の漁業被害(漁獲量の減少等) 2. 生態系への影響」「 . 塩害について」と、今までよりも整理し、踏み込んだ「意見と資料付き」の公開質問状となっています。

回答期限の9月30日、<... 9月17日付「長良川河口堰のゲート開放に向けた公開質問・意見書」につきまして、現在、検討をしております。後日、連絡をさせていただきたいと思っております>なる摩訶不思議なメールが送られてきたそうです。



確かに、何か「検討している」フシはありますが、どういう方向でどういう検討をしているのか? («ゼロ回答」という結果もありうる ... )

## 8月31日、新川決壊水害訴訟控訴審判決 - スーパー不当判決 -

酷い判決でした。控訴審の中での議論に関して、高裁としての判断の一切をすり抜けています。行政追認の結論が先にあって、ろくに書面も読まずにコピーで判決文を書いた ... 。勝訴した被控訴人(国)ですら「せっかく書面に書いたことは無視された」と思ったことでしょう。

9月13日、14名が上告しました。

## 愛知県導水路住民訴訟 次回は10月20日(水)11:00～

名古屋地裁の正面に、30分前に集まって、法廷に入ります。原告意見陳述があります。是非傍聴にお集まり下さい。訳の分からない「検証」を当てにしているはいられません。訴訟と訴訟外の運動を結びつけ、私たち自身の声と力で、導水路計画を葬り去りましょう。

## 9月18日 シンポ「われらと生き物の未来」 中部弁護士会連合会など主催

6月末の設楽ダム裁判判決にしても、新川決壊水害訴訟控訴審判決にしても、裁判所の行政追従の姿勢は酷いものです。何があろうと「それでも行政の裁量の範囲内」としてしまふのであれば、「裁判所は要らない」。それではいけないはずです。

「行政裁量に対する司法統制」がテーマです。内容的にかなり難しいシンポであることは予測できましたが、当日は100名超の参加者がありました。地元からは、設楽ダム問題と長良川河口堰問題について、在間正史弁護士がパネラーとして参加しました。

長良川河口堰～導水路に至る一連の裁判を何十年にもわたって支えてきたTさんの感想。

.....

今日の中部弁護士会主催のシンポジウム「生物多様性環境訴訟の現状と課題」は、はじめは難しそうだなと思っていましたが、4時間以上にもかかわらず最後まで引きつけられて聞きました。在間さんの報告は簡潔で！大変わかりやすかった！！です。（在間さんが最後に言われた「今回のシンポの準備をすることで僕自身、深化(進化)できた」というコメントを共感して伺いました。）

静岡空港訴訟、泡瀬干潟訴訟、その他全国のさまざまな裁判の報告を聞いて、原告側が苦労している共通点や裁判の壁が何なのか、はっきりと大きく見えてきた感じがしました。上関原発を描いた映画「ミツバチの羽音と地球の回転」で紹介されていたスエーデンの環境法典や環境裁判所の報告や、「環境公益訴訟」という考え方も目から鱗でした。

でもいずれにしても判例を変えていくのは一つ一つの裁判をする中で、弁護士、原告、支援者の地道な努力しかないのだとも思いました。愛知の訴訟も、設楽判決にめげないで、希望を持ってやっていきましょう。

.....

## 吉野川の運動のリーダー、姫野雅義さん逝く

10月3日、姫野さんは、海部川に一人でアユ釣りに出かけ、行方不明になられた。仲間達らの懸命の搜索活動の結果、10月7日午前、海部川の下流でご遺体が発見された。

9月末、姫野さんは「10/19長良川河口堰で失われた生態を見る会」参加を申し込んで下さっていた。長良川河口堰の閘門をくぐる船の上で、そして桑名の焼きハマグリを食べながら、吉野川での運動のあり方-流域住民の多数の声を集めていく-を、姫野さんから学びたいと思っていた。この期待が、こんなふうには消えるとは夢にも思わなかった...

姫野雅義さんに「どうぞ安らかに眠り下さい」というべきか「千の風となって、いつも私たちとともに(現場に)いて下さい」というべきか、今も分からない。(10.10.12 近藤記)

////////////////////////////////////

「やめよ！徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表：上田武夫

公式HP <http://www.tokuyamadam-chushi.net> 事務局長ブログ <http://tokuyamad.exblog.jp/>

編集責任：近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 Email: k-yuriko@octn.jp

郵便振替：00800-7-31632 年会費 1000円 カンパ歓迎



東海豪雨訴訟

名高裁 判決 国、県の管理責任認めず

愛知の住民、二審も敗訴

2000年9月の東海豪雨で、家屋などに浸水被害が出た名古屋市中区と愛知県の旧西枇杷島町(現清須市)の住民ら21人が、改修中の河川について国と県の管理に落ち度があったとして、計8400万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は31日、請求を棄却した一審名古屋地裁判決を支持、住民側の控訴を棄却した。

「住民無視」原告怒り

「水害でひどい目に遭った住民を無視する。」「上告するのだから、一審に勝つべきなのに、二審で敗訴するのは、当然と考えないといけない」ときつぱりと答えた。2008年3月の一審名古屋地裁判決には「新川の堤防決壊の危険性は相当程度あった」として、住民側の主張を認め、損害賠償を命じた。原告側は「判決は不当だ」として、上告を申し立てた。



判決後、記者会見し「判決は、記者会見し「判決は、記者会見し」

原告14人が上告 東海豪雨新川訴訟 2000年9月の東海豪雨で新川が決壊し、たごによる浸水被害をめぐり損害賠償訴訟で、国と県の河川管理に落ち度はなかったとして住民側の控訴を棄却した名古屋高裁判決を不服として、原告21人のうち14人が13日、最高裁に上告した。

新川訴訟は名古屋市中区と愛知県の旧西枇杷島町(現清須市)の住民ら21人が、改修中の河川について国と県の管理に落ち度があったとして、計8400万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は31日、請求を棄却した一審名古屋地裁判決を支持、住民側の控訴を棄却した。

治水責任誰が

2000年9月の東海豪雨で、庄内川から洗堰を越えて流れ込んだ洪水で新川は決壊した。床上浸水は庄内川沿いが四戸、新川沿いが約一万一千九百戸。国と愛知県に損害賠償を求めた新川訴訟原告団の事務局長、池谷武生さん(左)は問い続ける。「これで公平、公正な治水と言えるでしょうか」

新川訴訟原告団の事務局長



「安全なまちづくり」問い続け

「安全なまちづくり」問い続け。スウがすべて破損し、仕事を続けられなくなった。行政や報道は「未曾有の豪雨」とばかり。だが決壊の前後、新川の水量の三割以上が庄内川から流入していたと後で知った。自然災害と思えなかった。

環境訴訟の「壁」越えよう



中部弁護士会連 18日にシンポ 行政裁量など議論。東海北陸六県を管轄する中部弁護士会連合会などが主催。愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県。

清流。設楽ダム公金支出差し止め請求訴訟に敗れ、記者会見で不満をぶつける原告側。6月30日、名古屋市中区で。

410-8。

# 海の酸性化急速

【このままでは酸性化やアルカリ性の度合いを示す水素イオン指数(pH)が、二〇〇〇年に比し0.4〜0.45低下する予測され、海域によっては二〇三〇年ごろから海の生態系に影響が出る懸念があるという】

事務局は、十月に名古屋で開く生物多様性条約第十回締約国会議(COP10)で海の生物多様性保全に関する決議案を採択。この決議案に、酸性化を食い止めるため各国に温室効果ガスの排出削減を求める文言を盛り込む意向。

報告書によると、過去五十年間で海水のpHは約0.1以上低くなり、その速度は過去一千年間の自然変動の百倍に達する。酸性化が進むと、海水中の炭酸イオンの濃度が低くなり、サンゴは骨格を、貝などは殻を作るのが難しくなる。既に海水中の炭酸イオンの濃度は、過去八千年で最も低くなっている。

## 多様性条約事務局が報告

報告書は、今のペースで大気中のCO<sub>2</sub>濃度が上昇し続けること、北極海では二〇三〇年ごろに、南極海では五〇年ごろに海の生態系や食物連鎖に影響が出る可能性があること警告。一(現在は約三・八〇ppm)の大気中のCO<sub>2</sub>濃度を四五〇ppmに抑えたとしても、酸性化は多くの海の生態系に多大な影響を及ぼすと、大幅な排出削減の必要性を指摘した。

## 過去200万年間の変動速度の100倍 サンゴや貝に影響も

【海洋酸性化の生物への影響】現在の海水は水素イオン指数(pH)8.1程度の弱いアルカリ性を示すが、大気中に放出された二酸化炭素のほぼ半分が海洋に吸収されるため、酸性化が進んでいる。海水のアルカリ度が下がると、プランクトンや貝、サンゴなどが化学反応を利用して炭酸カルシウムの殻や骨格を作ることが難しくなり、さらに酸性化が進むと、それが溶け出して生きていけなくなる懸念されている。

# 生態系破壊は年380兆円損失

### 国連機関が分析

地球上の生態系破壊による損失は毎年最大四兆五千億(約三百八十兆円)に上ることが、国連環境計画(UNEP)研究グループの分析で分かった。報告書は名古屋で十月に開かれる生物多様性条約第十回締約国会議(COP10)で発表される。

報告書は「生態系と生物多様性の経済学」(TEEB)と呼ばれ、ドイツ銀行幹部を歴任したババン・スティーブ氏が中心になり作成した。スティーブ氏は「マン・ショックによる経済危機よりも被害は深刻だ」としている。二〇五〇年までにオーロラ帯雨林の違法伐採、熱帯雨林の違法伐採、水質汚染など生態系の劣化が、農産物の収穫、大型魚種の多量捕獲



## COP10発表へ

最大の四兆五千億の自然資産が失われていると結論づけている。今後各国政府が何らかの対策をとらなければ、地球上の自然は深刻な被害を受ける。二〇五〇年までにオーロラ帯雨林の違法伐採、熱帯雨林の違法伐採、水質汚染など生態系の劣化が、農産物の収穫、大型魚種の多量捕獲

## 長良川河口堰「生態系に悪影響なし」整備局担当者が報告

長良川河口堰(三重)は治水、利水の両面で、愛知、三重両県、名古屋、岐阜、富山、福井、石川、長野、山梨、長野、山梨、福井、石川、岐阜、愛知、三重の各都府県にわたって、河川の水質を改善し、工業用水を確保できると報告された。整備局は、河口堰の役割を、長良川上流へ流す水が淡水化した上流の水を新たな供給源として、河川の水質を改善し、工業用水を確保できると報告された。

## サツキマス7割減少

### 94年以降 長良川ワースト2

岐阜市中央卸売市場に今年入荷した長良川「アマゴ」が秋以降減少している。サツキマスは川魚の一種で、長良川では、五ヶ所から生れた川を上る。同機は、四月一日から七月、岐阜川は四十七匹、長良川は二百九十四匹で、昨年より減少している。調査を始めた一九九四年以降、一番目の大不漁だった。

岐阜市場入荷

河口堰の影響を調べるため、九四年から市場調査を開始。運送用開始前の九四年に千二百五十八匹あった長良川の入荷量は年々減り続け、〇五年には百四十八匹まで激減したが、昨年まで直していた。昨年度の十六年間平均入荷量は長良川が七百三十五匹、木曾川が百七十四匹、揖斐川が百五十四匹だった。

河口堰開放を求める公開質問状を提出 市民団体

岐阜県や愛知県の環境団体でつくる「市民による豊かな海づくり大会実行委員会」(稲谷志郎、辻淳夫代表)は十七日、名古屋市の国土交通省中部地方整備局で、長良川河口堰

「(三重桑名市)のゲート開放を求める同局長あての公開質問状を提出した」

質問状では、前原誠司前国交相が十一日に多治見市で会見した際に「水質汚染やヘドロがたまっている」と環境問題を挙げたことを指摘。運用後十五年を経過しながら工業用水が一滴も使われていない現状やアユの漁獲減少、生態系への影響などについての見解を求めた。

要請。事務局の武藤仁さんは「生物多様性条約第十回締約国会議(COP10)の参加者にも河口堰問題を伝えたい」と話している。

(山本真嗣)

## 設楽ダム中止を

### 県内19団体、知事に要望

環境保護や公害対策も認めると「水需要は長期的に判断すべきで、現在の計画が合理的なものである」として、県設中止などを要望した。

設楽ダムについては、名古屋地裁が六月、建設費の一部を県が負担するのは違法だと訴えた住民側の請求を棄却。一方で判決は、県による二〇二五年年度水道水の需要はない」として、トヨタテストコスの計画見直しなども要請。県は、焼却炉の設置許可を取り消し、業者が操業を断念した春日井市の産業廃棄物処理施設についても意見を交わした。

## 経済影響算出「50年で漁業崩壊」とも

獲り漁獲高全体が減り、逆にクラゲが大量発生するなどして海の生物多様性が損なわれれば、五十年以内に漁業が崩壊するとした。また、温暖化や水質汚染でサンゴ礁の60%が二〇五〇年までに消滅。サンゴ礁は魚の産卵場所になっているため、魚類の減少にも拍車がかかるという。

こうした事態を避けるため、毎年、世界の国内総生産(GDP)の0.1%にあたる四百五十億(三兆八千二百五十億円)を自然保護地域の保全に投資し、生態系の回復を目指す重要性を強調。COP10で経済的取り組みに向けた数値目標の設定が必要としている。

市民団体と知事の話合いは一九七七年和五十二)年から毎年行われ、今回が三十四回目。

(鎮西努)

# たまった地下水活用へ

## 規制50年 渇水対策・企業誘致に

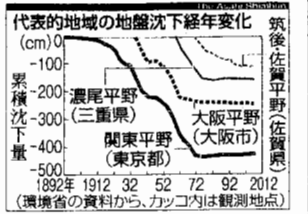
### 国交省が研究

かつては地盤沈下の原因となるほどくみ上げた地下水が、利用を規制していたこの半世紀ほどの間に十分たまってきたとして、国土交通省は地下水を「水源」として活用するための研究を始めた。再び地盤沈下が起こらないように管理しながら利用するための「指圖書」をつくり、自治体の渇水対策や企業誘致に役立てたい考えだ。(鳴瀬大)

国交省は今夏から、地盤沈下の解析を始めた。取水と地盤沈下を管理しながら、地盤沈下の関係などを調べ、2. 地下水を活用する方法をまとめる。年ほどかけて、地下水の採取、全国的な自治体などに配る。制限の目安など、地下水の管、視井戸を対象に水位や地盤沈下、理基準を作る。地盤沈下が、自治体や企業が一定の規模

の地下水を使えるようになれば、瀬戸内海沿岸など渇水が起きやすい地域で非常用の水源にしたり、工場を誘致する際の「呼び水」にしたりする。規制から積極活用へ転換することが可能になる。

規制から積極活用へ転換するのは、地下水が増えすぎたから。国交省によると、地下水を取りすぎると各地で地



十層回復するなど、この半世紀で地下水という「野金」がたまり、元に戻った状態(「国交省水資源政策課」という)。ただ地域差があり、現在も地盤沈下が続いているところもある。今回は地盤沈下が沈静化している地域や地下水を使用していない自治体に、利用を提案する狙いだ。

国内で雨や雪から地下にしみ込む水の量は年間1400億リットル、日本の地下水総量は約13兆リットルと推定される。水がたまった巨大な貯るような「地下水盆」が関東平野や新潟平野など主なもの約60ある。しかし現在、国内で使われる地下水は年間約120億リットル、水の使用量全体の1割程度にすぎない。

### 「未利用水」が存在

国交省 木曾川 中間点検査で触れる

国土交通省は、木曾ダムなどで開発した川水系の水需要予測と、水余りなどを計画通りに使われていない「未利用水」の存在を、資源開発基本計画(フルプラン)について、初めて触れ、「その

在り方を注視していく(画第四次を、需要、供水施設の不整備から未利用水が存在している)は初めてで、五月から点検案をまとめた。一七日に国交省で開かれた有識者でつくる国土審議会水資源開発分科会木曾川部会で、おむね了承された。点検案では、現行計

フルプランは一九六八年の第一次策定以来、十年に一度見直し、現計画は〇四年に全面改定され

# 岐阜豪雨、激甚指定へ

## 八百津 農林業施設被害で 可児など

七月中旬に岐阜県を襲った豪雨災害で、農林業施設の被害十四億円について激甚災害法に基づき、国が復旧費用の補助をかさ上げする激甚災害に指定する方針を決めた。政府が近く発表する。

# 河川豪雨対策50%台

## 整備率 中部6県、進まず

おむね五十年に一回発生する豪雨に対応できる河川区間の割合を示す河川整備率が、中部六県(愛知、岐阜、三重、長野、福井、滋賀)で、最高でも50%台にとどまる。とが中日新聞のまとめで分かった。二〇〇〇年の東海豪雨をはじめとしたゲリラ豪雨など想定を超える大雨が頻発する中、自治体の治水対策が十分に進んでいない実態が浮かび上がった。―関連項目

県	整備率
愛知	53.1%
岐阜	52.2%
三重	38.6%
長野	37.9%
福井	42.4%
滋賀	55.5%

(2009年度末時点)

河川整備率の対象とが高かったのは滋賀の一九九九年末の55.5%。愛知53.1%、岐阜52.2%、三重38.6%、長野37.9%、福井42.4%、滋賀55.5%。山中等で水が井42.4%、三重の38%と続き、37.9%の長野が最も低かった。六県のうち、昨年度末時点で、最も整備率は、長野は、東海豪雨前

だ、長野には、百年に一回の大雨を想定した整備を目指す河川も一部ある。

一方、東海豪雨で大きな被害を出した愛知は十年前と比べ、5.3%増、岐阜は7.1%増、増加した。愛知は堤防が決壊した新川や、支流域で被害が出た天白川に集中投資した。岐阜では〇四年の飛騨地方を中心とした豪雨を

「きのうき、お守りが出てきたんだよ」。七月、豪雨による川のはらんで車ごと流され、行方不明になった妻を捜す岐阜県可児市の男性が教えてくれた。発見された車の中から見つかったのは、交通安全のお守り。ほかの持ち物は流されていた。「交通安全だったのになあ。なぜ妻は濁流にさらわれたのか、自問するようになった。

「災害のない所だったのに」。地元の人に共通する思

目録

いた。一方で、川に積もった土砂や流木に不安を感じ、川底のしゅんせつ工事を行政に求める市民もいた。

「想定外の雨だったことは分かっている。でも、流された道が通行止めになっていけば、男性は何度も口にした。いざという時、行政がマニュアルに頼り切るのはなく、危機感と想像力を働かせることが重要では。そう訴えているようだった。

(島根県)



# 岐阜県、起債許可団体に

岐阜県は、新たに県だけでなく借入返済に債権を発行するときに国の許可が必要となる起債許可団体になったと発表しました。二〇〇九年度決算で借金返済の負担度を示す実質公債費比率の過去三年の平均が19・1%となり、国の基準(18%)以上になったため、起債発行に基準が設けられた〇六年度以降、許可団体になった県は東海三県で初めて。

岐阜県は近く国に本年度の起債の許可申請と、返済計画などを記した公債費負担適正化計画を提出する。実質公債費比率は、一般会計などのうち、

10.09.17 中日新聞

共施設整備などで発行した県債の償還が膨らみ、〇七年度は16・1%、〇八年度は17・6%だった。

県財政課によると、県債残高は本年度の当初予算見込みで一兆二千八百二十三億円。実質公債費比率は本年度をピークに減少に転じ、四年後の三年度には18%を下回る見込み。

## 起債許可団体転落

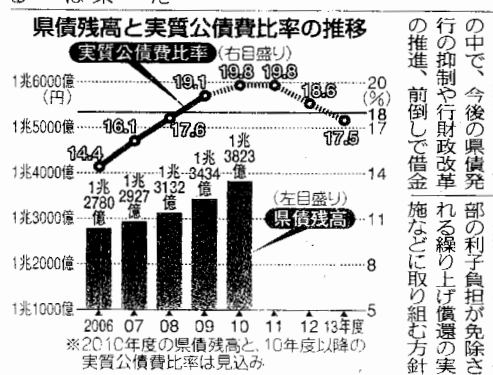
# 公共事業のツケすしり

## 県「生活へ直接影響ない」

国の許可がなくては借金ができない「起債許可団体」に転落した県。一九九〇年代以降、多くの県債を発行し、二〇〇九年度決算で、実質公債費比率が国の基準(18%)以上になった。借金で道路建設や「フトラジヤパン」(大垣市)、「県民ふれあい会館」(岐阜市)など大型公共事業をしてきたツケが回ってきた格好だ。県は県民生活への影響を否定するが、比率が悪化すれば、事業のための起債が制限される可能性もある。

県財政課によると、金調達が難しくなった起債許可団体になる。た、現段階では、県とした事業などができない。民生生活に直接の影響はなかったり、市場での「ない」という。

県は、国に提出する



10.09.17 中日新聞 (岐阜県版)

# 「内ヶ谷」最優先で検討

## ダム事業見直し

### 「内ヶ谷」最優先で検討

県議会は六日、本会議を再開し、五氏が一般質問した。国の見直し対象となっている補助ダム三事業について、古田肇知事は内ヶ谷ダム(郡上市)を最優先で検討し、来春をめどに、事業を継続するかどうかの対応策をまとめる考えを表明した。足立氏の質問に答えた。

10.09.18 中日新聞 (岐阜県版)

県は国の許可がなければ、田分の許可申請と、財れば起債できない「起債再建築などをまとめた起債許可団体」に転落した。県公債費負担適正化計画を受け、十七年度を総務省に提出し、本年度発行を予定した。県は二〇〇九年度の

決算で、借金返済の負担度を示す「実質公債費比率」が国の基準(18%)以上の19・1%となった。適正化計画では、県債の発行抑制や財政改革などを通して三年度には再び、18%を下回るとしている。(山本真嗣)



被害が出ている」と指摘。「最優先で検討し、来年春、つまりに対処方針を決定したい」と述べた。

県は今後、事業費や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータを再検証し、二五つの治水対策案を作成。地元的首長らと安全度やコストなど七項目で評価し、県の事業評価監視委員会や県民の意見を聞いた上で事業を継続するか、ダム以外の代替案にするかの原案をつくる。

内ヶ谷ダムは一九七八年に県が建設を計画した治水ダム。総貯水量、一五〇万トン、総事業費二百六十億円。本体は未着工だが、〇八年度末までに百七十七億円の予算が執行されている。

2010年(平成22年)9月18日(土曜日)

## 可児7・15災害

# 130年に1度の大雨

## 最終報告案 水位、堤防2.6メートル越す

県の七・一五豪雨災害検証委員会が十七日、県庁で開かれ、八月末の中間報告で継続検証項目だった可児川のはらん原因などを盛り込んだ最終報告案を審議して了承した。御嵩町の雨量観測所の数値で計算すると、百三十年に一度の異常な雨だったことが新たに判明した。(中嶋裕)

10.09.18 中日新聞 (岐阜県版)

一時間当たりの雨量、実際の水位が堤防より最大で約二・六メートル高かったことが判明した。検証委員は、この集中豪雨による洪水発生メカニズムを分析。可児川の上流部では午後五時ごろから猛烈な雨が降り、激しい雨のエリアが午後八時にかけて下流へ移動したと話した。

10.08.15 中日新聞 (岐阜県版)



教訓を検証する防災訓練で会議に臨む県幹部ら。県庁で

可児川の豪雨

可児川の豪雨

可児川の豪雨

# 県の水位計も故障

## 職員、目視で避難判断

10.08.15 中日新聞 (岐阜県版)